

徳 会 第 4 0 7 号
令 和 5 年 8 月 2 9 日

各 部 課 長 殿
各 警 察 署 長
(回議先 全課長)

保存期間	5年 (令和11年3月31日まで)
------	----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（通達甲）

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物の取扱いについては、所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（令和2年9月10日徳会第440号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第16号）が令和5年6月1日に施行され、アカミミガメ及びアメリカザリガニが特定外来生物に追加で指定されたものの、これらについては、特定外来生物に係る規制の一部が適用されないこととされた。これに伴い、県警察においては、旧通達の内容の見直しを行い、新たに次のとおり定め、令和5年8月29日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 関係法令解釈上の留意事項

- (1) 野生動物及び屋外にいても逸走したものではない動物は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）における「逸走した家畜」に該当しない。
- (2) 法第4条第3項では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第35条第3項の規定による所有者の判明しない犬又は猫（以下「犬等」という。）の引取りの求め（以下「引取りの求め」という。）を徳島県動物愛護管理センター、県内の保健所その他の県関係機関（以下「愛護センター等」という。）に行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな署長への提出等を規定した法第4条第1項及び第2項を適用しないこととされている。これは、愛護センター等において犬等

を取り扱うこととした方が動物の愛護及び管理の観点から見て適切であると考えられるためであり、拾得者から所有者の判明しない犬等を拾得した旨の申告があった場合にあっては、この趣旨を踏まえて適切に対応する必要がある。

- (3) 動愛法第35条第3項前段において、愛護センター等が犬等の引取りを「その拾得者その他の者」から求められた場合においては、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「動愛法施行規則」という。）第21条の3各号のいずれかに該当する場合を除き、これを引き取らなければならない旨が規定されていることから、職員が職務中に犬等を自ら拾得した場合は、引取りの求めを行うことができる。
- (4) 動愛法施行規則第21条の3第1号の「周辺の生活環境が損なわれる事態」とは、当該犬等に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等とされており、このような事態が生ずるおそれがないと認められる場合は、愛護センター等は、その引取りを拒否することができることとなる。
- (5) (4)の愛護センター等が引取りを拒否することができる場合には、地域住民の十分な理解の下に飼い主のない猫への不妊去勢と給餌・排せつ物の管理などを実施する活動により共生している猫等の引取りを依頼した場合等が想定される。
- (6) 法第37条第1項第1号では、3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないとき、署長が保管する法第35条第2号から第5号までに掲げる物件を除く物件について、法第35条第1号に該当するものは国に、それ以外のものは都道府県に帰属することが規定されており、当該規定は、動物についても当然に適用される。

2 個別の拾得事案の取扱い

(1) 犬等を拾得した旨の申告を受けた場合

ア 犬等を拾得した旨の申告を受けた場合は、速やかに遺失届一覧簿（徳島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年徳島県警察本部訓令第29号。以下「訓令」という。）第14条に規定する遺失届一覧簿をいう。以下同じ。）及び徳島県警察遺失物管理システム（以下「システム」という。）により当該犬等に係る遺失届の有無について確認すること。

イ アの確認の結果、該当する遺失届がある場合又は愛護センター等への問合せがある場合は、法に基づき拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。

ウ アの確認の結果、該当する遺失届がなく、かつ、愛護センター等への問合せもない場合は、当該犬等が都道府県等が所有者の判明しない犬等の引取りを拒否できる場合（以下「引取拒否事由」という。）に該当するか否

かの確認を行うとともに、拾得者に対して、法及び動愛法の趣旨、法に基づく拾得及び動愛法に基づく引取りの求めの求めの求めの手続等について十分説明すること。

エ ウの場合において、引取拒否事由に該当するか否か判然としないときは、徳島県動物愛護管理センターに確認すること。

なお、次に掲げる猫については、徳島県動物愛護管理センターにおける引取拒否事由に該当するとされている。

(ア) 自活できる猫（自力で動くことができる猫）

(イ) 親猫が育てていると思われるような子猫

(ウ) 地域猫（避妊・去勢手術の証として耳翼にV字カットがある猫）

オ 拾得した犬等の提出を受けた場合は、当該犬等に動愛法第39条の2第1項に規定するマイクロチップ（以下単に「マイクロチップ」という。）が装着されているかどうか確認を行うこと。この場合において、当該犬等にマイクロチップが装着されていることが確認できたときは、当該マイクロチップに記録された識別番号に基づき法第12条に規定する照会を行うこと。

カ オの照会により犬等の所有者に関する情報が判明した場合であっても、当該情報は、所有権を証明するものではないため、当該犬等が所有者の判明しない犬等に該当する場合もあることに留意すること。

キ 拾得者が3か月経過後に所有権の取得を希望するときは、法に基づき拾得をした物件として提出を受けること。

ク キ以外の場合においても、鑑札その他の公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）により発行された所有者に関する情報が記載された書面等が当該犬等の表面に装着されており、直接又は発行を行った公務所等を経由して当該所有者たる遺失者と連絡がとれる場合、装着している物から遺失者が存在することが外観上明らかなきとき、及び当該犬等に装着されたマイクロチップに記録された識別番号に基づく照会により当該犬等の所有者たる遺失者と連絡が取れるときは、法に基づき拾得をした物件として提出を受けて差し支えない。

ケ 拾得者が引取りの求めを行わない場合であって、拾得した旨の申告があった犬等が法第2条第1項に規定する逸走した家畜と認められるときは、法第4条第1項又は法第13条第1項の規定により提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）として処理すること。

コ 法第9条に規定する売却、法第10条に規定する処分又は民法（明治29年法律第89号）第240条に規定する拾得者の所有権の取得に至った場合は、これらの規定により犬等の所有権を取得した者（以下「所有権取得者」と

いう。) に対して、次に掲げる義務等に基づく所有権取得後の手続等の確認のため、環境大臣指定登録機関（動愛法第39条の10第1項に規定する指定登録機関をいう。）への連絡を促すなどして、後日紛議が生じないようにすること。

(ア) 犬等にマイクロチップが装着されていない場合、所有権取得者は、マイクロチップの装着に努める義務があること（動愛法第39条の2第2項）。

(イ) 犬等にマイクロチップが装着されている場合、所有権取得者は、所有権の情報を変更登録する義務があること（動愛法第39条の6等）。

(2) 負傷動物等を発見した旨の申告を受けた場合

ア 動愛法第36条第1項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物（以下「負傷動物等」という。）を発見した旨の申告を受けた場合は、速やかに遺失届一覧簿及びシステムにより当該負傷動物等に係る遺失届の有無を確認すること。

イ アの確認の結果、遺失届があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。

ウ アの確認の結果、遺失届がないときは、発見者に、動愛法第36条第1項の規定による愛護センター等への通報（以下「通報」という。）を行うよう説明すること。

(3) 犬等又は負傷動物等の一時預かり

ア 引取りの求めについては拾得者が、通報については発見者が、それぞれ自ら行うことが原則であるが、休日、夜間等で愛護センター等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者又は発見者が自ら早急に引取りの求め等を行うことができない場合であって、依頼されたときに限っては、当該犬等又は負傷動物等を一時的に預かること。

イ アの依頼を受けたときは、その経緯を明らかにするため、一時預り控書（別記様式第1号）及び一時預り書（別記様式第2号）を作成し、その作成した一時預り書を拾得者又は発見者に交付すること。この場合においては、一時預り控書の引渡しの依頼欄に依頼者の署名を求めること。

ウ イの手続をとった後、速やかに愛護センター等に対して動愛法第35条第3項の規定による犬等の引取り（以下「引取り」という。）又は動愛法第36条第2項の規定による負傷動物等の収容（以下「収容」という。）を求めること。

(4) 職務中に犬等及び負傷動物等を取り扱った場合の措置

ア 犬等又は負傷動物等を職務中に拾得又は発見した場合は、速やかに遺失届一覧簿及びシステムにより当該犬等又は負傷動物等に係る遺失届の有無

について確認すること。

イ アの確認の結果、遺失届があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。

ウ アの確認の結果、遺失届がないときは、愛護センター等に対し、引取りの求め又は通報を行うこと。この場合においては、その経緯を明らかにするため、一時預り控書を作成しておくこと。

3 愛護センター等への引渡し

(1) 一時的に預かった犬等又は負傷動物等について、引取りの求め又は通報を行ったときは、速やかに愛護センター等にこれを引き渡すこと。

(2) 負傷動物等については、愛護センター等に引き渡すまでの間、必要に応じ、愛護センター等の技術的助言を得て応急処置を行うこと。

(3) 愛護センター等に犬等又は負傷動物等を引き渡すときは、再度、システムにより当該犬等又は負傷動物等に係る遺失届の有無を確認すること。

4 遺失した旨の届出を受けた場合の対応

(1) 提出物件の有無等の確認

動物に係る遺失届を受けたときは、速やかに拾得物件一覧簿（訓令第6条に規定する拾得物件一覧簿をいう。）及びシステムにより当該遺失届の動物に係る提出物件の有無を確認するとともに、一時預り控書における該当する動物に係る記載の有無を確認すること。

(2) 愛護センター等への情報の提供

(1)の確認の結果、遺失届に係る動物を発見することができなかった場合は、遺失者に、当該動物の引取り又は収容をしている可能性のある愛護センター等を教示すること。また、遺失者の同意が得られたときは、受理した遺失届に係る情報を愛護センター等に通報すること。

5 犬等及び負傷動物等以外の動物の取扱い

(1) 特定動物等の取扱い

ア 動愛法第25条の2に規定する特定動物及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条第1項に規定する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「外来生物法施行令」という。）制定附則第2条の表に掲げる特定外来生物（以下「条件付特定外来生物」という。）を除く。）（以下「特定動物等」と総称する。）を拾得したとして申告を受けた場合は、速やかに遺失届一覧簿及びシステムにより当該特定動物等に該当する遺失届の有無を確認すること。

イ 特定動物等は、法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止さ

れている物」に該当するため、特定動物等への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認すること。

ウ イの場合において、特定動物等であるか否か判断がつかないときは、特定動物については県の担当部局、特定外来生物については環境省中国四国地方環境事務所四国事務所（以下「地方環境事務所」という。）に確認を依頼すること。確認の結果、特定動物等に該当することが判明したときは、飼養等の許可を出したと考えられる行政機関に対して飼養等の許可の有無を確認するとともに、所有者がいる場合には当該所有者の氏名、連絡先等の確認を依頼すること。

エ 特定動物等であって、犯罪の証拠品に該当すると判明した場合は、生活安全課と緊密な連携を図ること。

オ アの確認の結果、該当する遺失届がある場合であって、飼養等の許可を有している場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者へ速やかに返還すること。

カ アの確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得したとして提出を受けたときは、愛護センター等に当該特定動物等の保管を委託する、愛護センター等又は地方環境事務所から当該特定動物等の保管方法等について技術的助言を求める、又は適切な保管委託先についての紹介を受ける等により、当該特定動物等を適切に保管すること。

キ 法第10条に定めるところにより当該特定動物等を処分する場合には、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第4条第2項の規定に基づき行うこと。

ク 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が国（動愛法及び外来生物法を所管する環境省）に帰属するため、帰属後の処分について、地方環境事務所と協議すること。

(2) 条件付特定外来生物の取扱い

ア 条件付特定外来生物を拾得したとして申告を受けたときは、当該条件付特定外来生物に該当する遺失届の有無を確認すること。

イ 条件付特定外来生物は、外来生物法施行令制定附則第2条の規定により、一定の者が条件を満たした場合は、飼養等の禁止について定めた外来生物法第4条を適用しないこととされていることから、原則として法第35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当しないため、条件付特定外来生物への該当の有無について、環境省ホームページ等で確認すること。この場合において、条件付特定外来生物であるか否か判断がつかないときは、地方環境事務所に確認を依頼すること。

ウ 条件付特定外来生物であって、犯罪の証拠品に該当すると判明した場合は、生活安全課と緊密な連携を図ること。

エ アの確認の結果、該当する遺失届がある場合であって、販売若しくは頒布の目的での飼養等ではないとき又は飼養等の許可を有しているときは、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。

オ アの確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得した物件として提出を受けたときは、(1)のカの規定を準用する。この場合において、同カ中「特定動物等」とあるのは、「条件付特定外来生物」と読み替えるものとする。

カ 法第10条に定めるところにより当該条件付特定外来生物を処分する場合には、遺失物法施行令第4条第1項ただし書に基づき行うこととなるが、条件付特定外来生物は外来生物法第9条の規定により放出等が禁止されていることから、必ずこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すこと。

キ 法第37条第1項第1号の規定により、公告した3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が県に帰属するため、帰属後の処分について、県本部会計課と協議すること。

(3) 2並びに(1)及び(2)以外の動物の取扱い

ア 犬等、負傷動物等、特定動物等及び条件付特定外来生物以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、当該動物に該当する遺失届の有無を確認すること。

イ アの確認の結果、該当する遺失届がある場合は、拾得した物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還すること。

ウ アの確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得者に飼養する意思があるときは、法に基づき拾得した物件として提出を受けること。

エ アの確認の結果、該当する遺失届がない場合において、拾得者に飼養する意思がなく、拾得したとして提出を受けたときは、5の(1)のカの規定を準用する。この場合において、同カ中「特定動物等」とあるのは、「動物」と読み替えるものとする。

オ 法第10条に定めるところにより当該動物を処分する場合には、遺失物法施行令第4条第1項ただし書の規定に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行うこと。また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、愛護センター等に助言を求めること。

カ 法第37条第1項第1号の規定により、公告した後3か月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、所有権が県に帰属するため、帰属後の処分について、県本部会計課と協議すること。

6 事務の専決

- (1) 署長は、この通達に基づき実施する事務を当該署の会計課長に専決させることができる。
- (2) (1)により署の会計課長に専決させるときは、あらかじめ警務部長の承認を受けなければならない。この場合において、警務部長が別に定める基準に基づき専決させるときは、当該専決に係る承認を受けたものとみなす。
- (3) 署の会計課長は、専決することができる事務であっても、その内容が特異、重要又は疑義のあるものは、署長の決裁を受けて処理しなければならない。また、専決した事務については、適宜その処理の状況を署長に報告するものとする。

7 経過措置

旧通達の規定に基づく様式は、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号（2、4関係）

署長	副署長	会 長	会 員 長	会 計 課

一時預り控書

預り日時	年 月 日	警察署 交番・駐在所
	午前・後 時 分	取扱者氏名
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 電話番号その他の連絡先 氏名	
種 類	特 徴 等	
引渡し の依頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は取 容のため、私こ代わって県の機関に引き渡すようお願いします。 氏名又は名称	
県の機関 への引渡し の日	年 月 日	引渡しをした県の機関
備 考		

一時預り書

預り日時	年 月 日	警察署 交番・駐在所
	午前・後 時 分	取扱者氏名
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得	
拾得者 住所・氏名	住所 ふりがな 氏名	電話番号その他の連絡先
種 類	特 徴 等	
<p>動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は收容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって県の機関に引渡しをします。</p> <p style="text-align: center;">警 察 署 官職・氏名</p>		
備 考		

